

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

1 概況

社会福祉施設とは、老人、児童、心身障害者等の社会生活を営むうえでさまざまなハンディキャップを負っている人々を援護する目的で設置されている施設の総称である。

社会福祉施設には、大別して、保護施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、婦人保護施設、児童福祉施設、精神薄弱者援護施設、母子福祉施設及びその他施設があり、対象者の福祉に欠ける状態の程度、性格に応じ、機能的に分化している。各種の社会福祉施設に特有な問題については、それぞれ関連のところでも述べられているので、ここでは、全般的な概況と、全体としてながめた施設の整備と運営の問題を取りあげることとする。

社会福祉施設は、第4-4-1表のとおり、48年10月1日現在、全国に約2万9,000か所あり、その入所(利用)定員は、約176万人、現に入所(利用)している者は、約167万人、職員数は、約28万人となっている。

第4-4-1表 社会福祉施設数、定員、現在員及び従事者数(48年10月1日現在)

第4-4-1表 社会福祉施設数、定員、現在員及び従事者数
(48年10月1日現在) (単位: か所, 人)

| | 施設数 | | | 定員 | | | 現在員 | | | 従事者数 | | |
|-------------|--------|--------|--------|-----------|-----------|---------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 総数 | 公営 | 私営 | 総数 | 公営 | 私営 | 総数 | 公営 | 私営 | 総数 | 公営 | 私営 |
| 総数 | 29,065 | 18,867 | 10,198 | 1,760,156 | 1,047,427 | 712,729 | 1,673,506 | 969,535 | 703,971 | 275,831 | 154,872 | 120,959 |
| 保護施設 | 357 | 161 | 196 | 22,771 | 10,860 | 11,911 | 19,873 | 8,007 | 11,866 | 3,627 | 1,402 | 2,225 |
| 老人福祉施設 | 1,676 | 924 | 752 | 99,625 | 47,993 | 51,632 | 97,953 | 45,603 | 52,350 | 26,723 | 11,827 | 14,896 |
| 身体障害者更生援護施設 | 333 | 148 | 185 | 14,178 | 6,398 | 7,780 | 11,298 | 4,295 | 7,003 | 6,147 | 2,869 | 3,278 |
| 婦人保護施設 | 61 | 31 | 30 | 2,255 | 799 | 1,456 | 1,077 | 244 | 833 | 466 | 237 | 229 |
| 児童福祉施設 | 23,979 | 15,867 | 8,092 | 1,575,924 | 966,312 | 609,612 | 1,508,242 | 900,998 | 607,244 | 222,201 | 130,258 | 91,943 |
| うち保育所 | 16,411 | 10,268 | 6,123 | 1,477,457 | 933,698 | 543,759 | 1,425,637 | 876,656 | 548,981 | 168,571 | 102,825 | 65,746 |
| 精神薄弱者援護施設 | 323 | 62 | 261 | 23,394 | 5,390 | 18,004 | 21,374 | 4,556 | 16,818 | 8,208 | 2,148 | 6,060 |
| 母子福祉施設 | 55 | 15 | 40 | 845 | 248 | 597 | — | — | — | 406 | 118 | 288 |
| その他の社会福祉施設 | 2,281 | 1,639 | 642 | 21,164 | 9,407 | 11,757 | 13,689 | 5,832 | 7,857 | 8,053 | 6,013 | 2,040 |

資料: 厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 保護施設からは医療保護施設の定員・現在員・従事者数は除いている。
 2. 児童福祉施設からは、助産施設・母子寮の定員・現在員・従事者数は除いて
 3. その他の社会福祉施設からは、無料低額診療施設の定員・現在員・従事者数
 4. 総数からも前記 1~3 の施設を除いている。

社会福祉施設の整備については、46年度を初年度とする社会福祉施設緊急整備5か年計画を策定し、計画的かつ重点的に整備を進めてきた。この計画は、(1)緊急に収容保護する必要のある老人、重度の心身障害者等の収容施設を重点的に整備すること、(2)社会経済情勢の変化に対応して、保育所及びこれに関連する児童館等の施設の拡充を図ること、(3)老朽社会福祉施設の建て替えを促進するとともに、その不燃化、近代化を図ることなどを重点目標としたものである。また、この計画は、計画期間中に3,510億円(44年度価格)の整備費を投じ、約62万3,000人分の施設を整備するという構想である。

一方、49年2月に厚生大臣の私的諮問機関である社会保障長期計画懇談会から「社会福祉整備計画の改定」についての意見書が出された。意見書は、現行の社会福祉施設緊急整備5か年計画の進ちょく状況が整備総数としては順調であるが、施設需要の変化等により施設の種類によっては計画と実績の不一致があり、計画の内容自体の再検討と現行計画の改定の必要性を指摘している。新計画は、経済社会基本計画にうたわれている52年度までにねたきり老人等について、収容施設の不足を解消するという目標を一つの重点項目として、施設種類別の計画数の検討と自治体における各般の事情を十分精査のうえ具体化されるべきであると提言されている。

社会福祉施設の運営については、入所(利用)者の処遇と運営に当たる職員の確保の問題が現在の重要な課題となっており、更に近年の労働力供給のひっ迫に伴い、ますますその確保が困難になるものと予想されている。社会福祉施設の職員は、施設の運営の根幹を担っているものであり、この確保が困難になれば、施設の経営は圧迫され、ひいては施設の整備にも支障をきたすものと考えられるので、厚生省では、この対策として、毎年、職員の給与改善、その他勤務条件の改善等の待遇改善についての諸施策を実施しているが、今後は、これらの諸施策にあわせ、施設職員の養成訓練の充実を図るととも、施設職員の定着を図るための施設経営の合理化を行う必要がある。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

2 社会福祉施設の整備

(1) 整備状況

48年度は、前述の社会福祉施設緊急整備5か年計画の第3年度として施設の整備に努めた。社会福祉施設数の年次別推移は、第4-4-2表のとおりである。施設数は全体としてかなりの増加傾向にあり、なかでも緊急整備計画で緊急に収容保護する必要があるとされたねたきり老人や重度の心身障害者のための施設の伸びが大きい。これを更に詳しくみると、特別養護老人ホームが43年末の81施設(定員5,861名)から、約5年後の48年10月1日には、350施設(定員26,503名)へ、重症心身障害児施設が同期間に17施設(定員1,853名)から36施設(定員4,067名)へとそれぞれ増加している。

第4-4-2表 社会福祉施設の推移

第4-4-2表 社会福祉施設の推移

| | 43年 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 |
|-------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 総 数 | 21,022 (100.0) | 22,450 (106.8) | 23,917 (113.8) | 25,227 (120.0) | 26,740 (127.2) | 29,065 (138.3) |
| 保 護 施 設 | 441 (100.0) | 424 (96.1) | 400 (90.7) | 378 (85.7) | 383 (86.8) | 357 (81.0) |
| 老 人 福 祉 施 設 | 1,003 (100.0) | 1,090 (108.7) | 1,194 (119.0) | 1,329 (132.5) | 1,507 (150.2) | 1,676 (167.1) |
| 身体障害者更生援護施設 | 237 (100.0) | 249 (105.1) | 263 (111.0) | 274 (115.6) | 305 (128.7) | 333 (140.5) |
| 婦 人 保 護 施 設 | 64 (100.0) | 62 (96.9) | 61 (95.3) | 61 (95.3) | 63 (98.4) | 61 (95.3) |
| 児 童 福 祉 施 設 | 17,993 (100.0) | 19,255 (107.0) | 20,484 (113.8) | 21,588 (120.0) | 22,790 (126.7) | 23,976 (133.3) |
| う ち 保 育 所 | 12,732 (100.0) | 13,416 (105.4) | 14,101 (110.8) | 14,806 (116.3) | 15,555 (122.2) | 16,411 (128.9) |
| 精神薄弱者援護施設 | 130 (100.0) | 165 (126.9) | 204 (156.9) | 242 (186.2) | 283 (217.7) | 323 (248.5) |
| 母 子 福 祉 施 設 | 38 (100.0) | 45 (118.4) | 52 (136.8) | 50 (131.6) | 54 (142.1) | 55 (144.7) |
| その他の社会福祉施設 | 1,116 (100.0) | 1,160 (103.9) | 1,259 (112.8) | 1,305 (116.9) | 1,355 (121.4) | 2,281 (204.4) |

資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

- (注) 1. 46年までは毎年末現在、47年、48年は10月1日現在である。
 2. ()内の数値は、43年末を100とした場合の指数である。
 3. 48年のその他の社会福祉施設には、老人憩の家を含む。

反面保護施設及び婦人保護施設は、漸減傾向を示している。これは国民生活の向上、安定により経済的に保護を要する者が減少していること、老人福祉施設、精神薄弱者援護施設等の整備が進むにつれ保護施設に收容されていた者が他種の施設に移っていることなどの理由による。しかし、保護施設の中では救護施設の数が増加しており、これは複合障害者等のための適切な施設が制度化されていないことなどによっている。

一方、老人福祉センターが最近の5か年間で、106か所から354か所へ、児童館が1,104か所から1,846か所へとそれぞれ増加している。これらの施設は、收容施設ではなく利用施設であり、これまで社会福祉施設に直接関係を持たなかった人々をも含め、地域住民を広く対象としている施設である。

今後は、一方で保護を要する者を收容する施設をいっそう整備拡充するとともに、他方で、幅広い社会の要望を受け入れた福祉センター等利用施設の拡充が必要である。

(2) 整備財源

社会福祉施設の整備のために投資された額は、48年度において約843億円に達しており、その内訳は第4-4-3表のとおりである。

国庫補助制度は、地方公共団体や社会福祉法人が施設を整備する場合に原則として整備費の2分1のに相当する金額を補助するものである。

第4-4-3表 社会福祉施設の整備財源の内訳(48年度)

第4-4-3表 社会福祉施設の整備財源の内訳
(48年度) (単位: 件, 百万円)

| | 件 数 | | | 金 額 | | |
|-----------------|-------|-------|-----|--------|--------|--------|
| | 総 計 | 公 立 | 民間立 | 総 計 | 公 立 | 民間立 |
| 総 計 | ... | ... | ... | 84,287 | 50,729 | 33,558 |
| 補 助 金 | 1,165 | 936 | 229 | 34,254 | 23,944 | 10,310 |
| 国 | 1,165 | 936 | 229 | 18,615 | 13,012 | 5,603 |
| 地方公共団体 | | | | 15,639 | 10,932 | 4,707 |
| 融 資 | 1,949 | 1,280 | 669 | 38,785 | 26,785 | 12,000 |
| 特別地方債 | 1,280 | 1,280 | . | 26,785 | 26,785 | . |
| 社会福祉事業振興会 | 669 | . | 669 | 12,000 | . | 12,000 |
| そ の 他 | ... | . | ... | 11,248 | . | 11,248 |
| 日本自転車振興会 | 278 | . | 278 | 6,730 | . | 6,730 |
| 日本小型自動車振興会 | | | | | | |
| 日本船舶振興会 | 114 | . | 114 | 2,768 | . | 2,768 |
| お年玉年賀葉書寄付金 | 64 | . | 64 | 229 | . | 229 |
| 共 同 募 金 | ... | . | ... | 1,271 | . | 1,271 |
| その他(清水基金, 三菱財団) | ... | . | ... | 250 | . | 250 |

厚生省社会局調べ

都道府県は、施設設置者に対して整備費の4分の1に相当する金額を補助している。

特別地方債は、地方公共団体が社会福祉施設等を整備しようとする場合に年金積立金の還元融資の一形態として行われるものである。

社会福祉事業振興会融資制度は、民間社会福祉施設の整備のために低利融資することを目的とするものであり、貸付条件は、年利4.6パーセント、無利子期間最長2年、償還期間最長20年である。貸付原資は、政府出資金と資金運用部資金借入金で賄われている。

競輪、オートレース等の公営競技の益金の一部も民間社会福祉施設の整備のために毎年相当額が投入されている。また、お年玉年賀葉書寄付金及び赤い羽根による共同募金の寄付金の相当部分が民間社会福祉施設の整備費に配分されている。

なお48年度は、建設費の高騰に対処するため、年度途中において国庫補助単価を10.8パーセント増額改定し、更に社会福祉施設等施設整備費の特例加算(9%)が行われた。

(3) 施設の近代化

戦前又は戦後の早い時期に設置された木造の社会福祉施設で著しく老朽化したものがかなり残っており、入所者の処遇の上からも、施設の防災の上からも放置できない状態にある。国では、38年度から48年度まで3次にわたる老朽民間社会福祉施設整備計画を実施してきており、老朽民間施設に対し補助金を優先的に交付するとともに、設置者負担分の無利子融資の措置を講じ、ブロックもしくは鉄筋コンクリート造りに建て替えを促進してきた。49年度においては、更に第4次老朽民間社会福祉施設設備計画(3か年)の実施を開始した。

また、消防用設備等についても、社会福祉施設の防火管理設備等の一斉点検を行い、その整備の促進を図っている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

3 社会福祉施設の職員

(1) 現状と問題点

社会福祉施設で働く職員の職種は、施設長、生活指導員、児童指導員、職業指導員、保母、寮母、医師、看護婦、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)、栄養士、調理員、事務員等と多岐にわたっている。職員数の年次別推移は、第4-4-4表のとおりであり、年々の施設数の増加と収容(利用)者1人当たりの職員数の増員を反映して毎年増加を示している。しかし、職員の充足率については職種により高低があり、特に看護婦等の医療関係職員については基準数を下回っている例がみられる。社会福祉施設の職員がこのように必ずしも充足されていない現状に加え、今後の施設数の増加、とりわけねたきり老人、重度の心身障害者を収容する施設の増加及び収容(利用)者1人当たりの職員数の増加は、より一層多くの職員を要し、近時の労働力需給のひっ迫の中で、職員の確保が極めて困難な状況となってきた。今後は、社会福祉施設職員に関するマンパワー対策の拡充強化を図る必要があり、このために職員養成計画の充実と職員待遇の改善を行う必要がある。

第4-4-4表 社会福祉施設の職員数の推移(専任の入)

第4-4-4表 社会福祉施設の職員数の推移
(専任のみ)

(単位:人)

| | 43年 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総数 | 139,221 | 152,073 | 168,690 | 187,796 | 209,497 | 277,830 |
| 保護施設 | 2,670 | 2,700 | 2,737 | 2,872 | 3,006 | 3,627 |
| 老人福祉施設 | 11,500 | 12,717 | 14,622 | 16,991 | 20,403 | 26,723 |
| 身体障害者更生援護施設 | 3,081 | 3,195 | 3,527 | 3,918 | 4,453 | 6,147 |
| 婦人保護施設 | 264 | 268 | 275 | 280 | 302 | 466 |
| 児童福祉施設 | 116,544 | 127,517 | 140,739 | 155,800 | 171,534 | 224,200 |
| うち保育所 | 85,857 | 95,483 | 106,231 | 118,773 | 131,752 | 168,571 |
| 精神薄弱者援護施設 | 2,113 | 2,584 | 3,328 | 4,462 | 5,957 | 8,208 |
| 母子福祉施設 | 190 | 222 | 227 | 236 | 238 | 406 |
| その他の社会福祉施設 | 2,859 | 2,840 | 3,235 | 3,237 | 3,604 | 8,053 |

資料:厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

(注) 1. 46年までは毎年末現在、47年、48年は10月1日現在である。

2. 保護施設からは医療保護施設を除いている。

3. 児童福祉施設からは助産施設を除いている。

4. その他の社会福祉施設からは無料低額診療施設を除いている。

5. 総数からも前記2~4の施設を除いている。

6. 48年のその他の社会福祉施設には老人憩の家を含む。

(2) 職員の養成及び確保

保母、医療関係職員等については専門の学部、養成所等があるが、他の職種については養成制度が確立していない。しかし現在、公・私立大学に社会福祉関係学部・学科があるほか、国では日本社会事業大学(東京)、大阪府立社会事業短期大学に職員の養成と、各種資格認定講習会、福祉事務所現業職員研修等の社会福祉事業職員研修及び通信教育を委託し、職員の養成訓練に努めている。

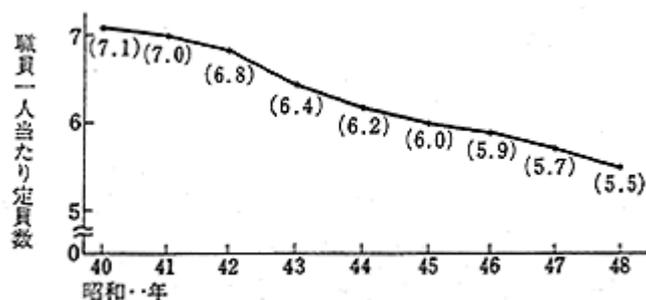
今後とも、職員の養成に努めるとともに、社会福祉事業に対する国民の理解を深め、広い層からの社会福祉事業への参加を期せるよう一層の努力を払う必要がある。

(3) 職員の待遇改善

社会福祉施設職員の処遇については、毎年給与、労働条件の改善が行われている。給与に関しては、職員の経験年数等についての実態調査を行い、職務の特殊性を考慮し、毎年改善を図っている。労働条件に関しては、職員1人当たりの定員数を年々引き下げることによって改善を図っている(第4-4-1図参照)。特に49年度においては、休日制度の拡充等に留意して改善を行った。また、労働条件の改善を確実なものとしていくために、新たに各都道府県、指定都市に社会福祉施設関係労働基準法問題担当者を定めた。このほか、民間社会福祉施設における職員の給与の改善については、47年度より必要な財源措置を特に講じた。

第4-4-1図 社会福祉施設職員1人当たりの定員数の年次推移

第4-4-1図 社会福祉施設職員1人当たりの定員数の年次推移



資料：厚生省統計情報部「社会福祉施設調査」

民間社会福祉施設職員の福祉向上のため、社会福祉事業振興会が運営する退職共済制度があり、この概況については第4-4-5表のとおりである。48年度中においては、この共済制度の対象施設に新たに授産施設等が加えられ、一層の拡充が図られた。

第4-4-5表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概況

第4-4-5表 社会福祉施設職員退職手当共済事業の概況

| | 43年 | 44 | 45 | 46 | 47 | 48 |
|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| 退職手当支給人員(人) | 6,324 | 7,841 | 11,407 | 10,280 | 9,536 | 12,009 |
| 退職手当支給総額(千円) | 191,633 | 254,363 | 471,433 | 561,319 | 640,541 | 1,202,128 |
| 加入者数(人) | 51,357 | 56,697 | 65,230 | 72,760 | 80,716 | 89,971 |
| 単位掛金額(円) | 1,230 | 1,550 | 2,480 | 3,380 | 3,350 | 3,850 |

厚生省社会局調べ

(注) 加入者数は年度末

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第1節 社会福祉施設の整備と運営

4 社会福祉施設の運営

社会福祉施設の入所者は、おおむね生活保護法、老人福祉法、児童福祉法、身体障害者福祉法等の社会福祉関係法律の規定に基づく措置によるものである。これらの入所者の処遇に要する費用、すなわち社会福祉施設の運営費は、いわゆる措置費(委託費)として、上記の各法律に基づいて、公費負担が行われている。その負担割合は原則として国が10分の8、都道府県又は市が10分の2とされている。

運営費は、施設入所者の飲食物費を主とする事業費と施設職員の給与等人件費を主とする事務費からなっている。運営費の改善については、前述の職員給与と改善の外に施設経営のための一般管理費、食費、その他日常生活費等について細かく配慮されている。なお48年度は、物価の上昇に対処するため、年度途中において特別一時金支給などの措置をとった。

運営費の年次別推移は、第4-4-6表のとおりである。

第4-4-6表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算)

第4-4-6表 社会福祉施設運営費の推移(当初予算)

(単位: 百万円)

| | 44年度 | 45 | 46 | 47 | 48 | 49 |
|-------------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 総 額 | 69,205 | 87,995 | 112,496 | 146,179 | 186,224 | 247,698 |
| 保 護 施 設 | 1,516 | 1,814 | 2,218 | 2,761 | 3,469 | 4,693 |
| 身体障害者更生援護施設 | 1,892 | 2,382 | 3,014 | 4,021 | 5,335 | 7,867 |
| 老人福祉施設 | 13,223 | 16,725 | 21,151 | 28,040 | 39,304 | 53,495 |
| 婦人保護施設 | 342 | 379 | 441 | 528 | 598 | 736 |
| 児童福祉施設 | 50,128 | 63,301 | 80,603 | 103,475 | 126,936 | 165,983 |
| うち 保 育 所 | 29,604 | 38,320 | 50,963 | 65,928 | 81,331 | 106,761 |
| 精神薄弱者援護施設 | 2,104 | 3,394 | 5,069 | 7,353 | 10,582 | 14,924 |

厚生省社会局及び児童家庭局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第2節 福祉事務所及び福祉センター

1 福祉事務所

福祉事務所は、合理的かつ効果的に社会福祉行政を行うための第一線の総合的な機関である。具体的には、生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、精神薄弱者福祉法、老人福祉法及び母子福祉法のいわゆる福祉六法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務をつかさどるほか、必要に応じて、広く社会福祉全般に関する事務を行っている。

社会福祉事業法により、都道府県、市及び特別区はその設置が義務づけられ、町村は任意設置とされている。48年6月1日現在の福祉事務所の総数は1,121か所で、このうち、郡部を管轄する都道府県が設置するものが341か所、市及び特別区が設置するものが776か所、町村が設置するものが4か所となっている。福祉事務所は、おおむね人口10万人単位で定められた福祉地区ごとに設置されるが、町村合併による新市の誕生や人口の都市集中等により福祉地区内の人口に過密あるいは過疎が生じ(第4-4-7表参照)、また、飛び地が生じるなど福祉地区の規模の適正化という見地から再検討が必要となっている。

第4-4-7表 管内人口別福祉事務所数の割合

第4-4-7表 管内人口別福祉事務所数の割合

| | 総数 | 2万人未満 | 2万人以上3万人未満 | 3万人以上5万人未満 | 5万人以上8万人未満 | 8万人以上10万人未満 | 10万人以上15万人未満 | 15万人以上20万人未満 | 20万人以上30万人未満 | 30万人以上 |
|----|-------|-------|------------|------------|------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------|
| 総数 | 100.0 | 1.6 | 5.6 | 26.5 | 25.9 | 9.6 | 12.3 | 7.6 | 7.6 | 3.3 |
| 郡部 | 100.0 | 4.1 | 4.4 | 16.7 | 36.4 | 14.7 | 15.2 | 6.5 | 2.1 | — |
| 市部 | 100.0 | 0.5 | 6.2 | 30.8 | 21.3 | 7.4 | 11.0 | 8.1 | 10.0 | 4.7 |

厚生省社会局調べ

福祉事務所の職員は、所長、指導監督を行う査察指導員、現業員、事務職員のほか、福祉各法による身体障害者福祉司、精神薄弱者福祉司、老人福祉指導主事等により構成されており、48年6月1日現在の職員総数は4万4,238人である。このうち現業員は社会福祉六法に関する要援護者のケースワークを行うもので、専門的な知識と技術を要求され、また、その仕事が福祉事務所の業務中特に重要であることから社会福祉主事でなければならないとされており、その定数基準についても定められている。48年6月1日現在1万1,103人の現業員が配置されているが、そのうち有資格者は73.3%であり、資格認定講習会の開催等により無資格者の解消が図られている。

近年、老人、児童、身体障害者等いわゆる福祉五法(福祉六法から生活保護法を除いた五法)に関する問題に対する関心や要求が高まってきているが、従来から現業員の業務は生活保護事務偏重の傾向があるため、福祉五法業務の実施体制の強化が要請されている。このため、43年度から45年度までの3か年で、地方交付税により、人口10万につき6名(全国で約6,000名)の五法担当現業員を配置する措置がとられ、その数も年々増加しているとはいえ、48年6月1日現在、1,981人が配置されたにとどまっている(第4-4-8表参照)。今後も地方交付税に見込まれた基準に達するよう地方公共団体関係者の一層の努力が必要である。

第4-4-8表 年次別五法担当現業員数

第4-4-8表 年次別五法担当現業員数

| | 45年6月 | 46・6 | 47・6 | 48・6 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| 五法担当現業員数 (人) | 849 | 1,138 | 1,152 | 1,981 |
| 伸 び 率 | 100.0 | 134.0 | 182.8 | 233.3 |

厚生省社会局調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第2節 福祉事務所及び福祉センター

2 福祉センター

福祉センターは、市町村の地域において、児童から老人に至るすべての地域住民に対し社会福祉その他住民の生活向上の場を与え、もってその福祉の増進を図ることを目的とする施設である。

41年度から年金積立金還元融資の対象に加えられ、48年度末において361か所が設置され、それに対して総額128億4,240万円にのぼる融資が行われている。

福祉センターは、レクリエーション室、子供の遊び場、老人の憩いの場図書室等の設備を設け、地域住民に気軽に利用させるほか、民生委員等による各種の相談、教養、文化、レクリエーション及び各種クラブ活動ボランティア活動の場の提供等の事業を行い、地域における生活と福祉の諸活動の拠点として、欠くことのできない施設となりつつある。

殊に、我が国の社会経済の著しい発展に伴い、国民福祉の向上についての積極的な施策が強く要請されているところでもあり、今後は、福祉センターが、地域における一般住民はもとより、児童、老人、心身障害児・者等の福祉ニードに応じられる多元的機能を有する施設、すなわち、地域社会における住民の福祉の増進の中心的役割を果す施設として運営されることが期待される。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

1 民生委員

民生委員は、地域住民の福祉増進のための相談、指導、調査等の自主的な活動や福祉事務所その他の関係行政機関への協力活動を行う民間奉仕者であり、豊かな人生経験と熱意を持った人々のなかから、3年の任期で厚生大臣により委嘱されている。現在、全国総数は、約16万人である。

その具体的な活動は、第4-4-9表に見られるように広範に及んでいる。また、次項にのべる社会福祉協議会とは密接な関係を保ちながら活動しており、たとえば、都道府県社会福祉協議会、あるいは、その委託を受けた市町村社会福祉協議会が行う世帯更生資金の貸付業務に大きな役割を果している。更に、市町村社会福祉協議会に設置される心配ごと相談所において相談活動を行っており、この運営費に対して、国は35年度より補助を行っている。

第4-4-9表 民生(児童)委員の活動状況(48年度)

第4-4-9表 民生(児童)委員の活動状況(48年度)

| 調査、証明事務連絡件数 | | | | 諸会合行事への参加件数 | | | | 相談指導調査のための訪問 | | 相談指導件数 | | | | | | | | | |
|-------------|----|------|--------------|-------------|-----------|-----------|---------|--------------|----|--------|---------|-------|-------|-------|---------|--------------|------------|--------|--------|
| 総数 | 調査 | 証明事務 | 施設団体公的機関との連絡 | 総数 | 民生委員協議会関係 | 社会福祉協議会関係 | その他会合関係 | 件数 | 日数 | 総数 | 家庭関係の問題 | 住居の問題 | 健康の問題 | 仕事の問題 | 年金保険の問題 | 世帯更生資金その他の問題 | 厚生委員の選任の問題 | 生計費の問題 | その他の問題 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

人口の過疎、過密現象、核家族化、高齢人口の増加等の社会経済情勢の変動に伴い、積極的に取り組むべき問題が山積している今日、民生委員は、地域住民の福祉増進に一層活躍することが期待されている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

2 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、一定の地域社会において、公私の社会福祉事業関係者やこれに関心と熱意を持つ者の参加、協力のもとに、その地域社会の社会福祉活動の相互連絡、給合調整、組織化、効率化等を促進し、地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする民間組織である。この社会福祉協議会は、全国の市町村、都道府県及び中央の各段階で組織されている。

社会福祉協議会の活動としては、社会福祉事業に関する調査、総合企画連絡調整、助成、宣伝、奉仕銀行の運営、心配ごと相談事業、世帯更生資金等の小口の生活資金の貸付、共同募金運動への協力、福祉センター等施設の受託経営等がある。また、ねたきり老人や在宅障害者等の訪問、子供を事故から守る運動、更には保健、環境問題への取り組み等地域の実情に応じて多岐にわたっている。今後は、社会福祉協議会本来の地域福祉活動を充実強化して、コミュニティづくりの核となることが期待されている。

国においても、社会福祉協議会の活動を育成、強化するため専任職員の配置について38年度から補助金を交付しており、49年現在、その数は全国社会福祉協議会10人、都道府県及び指定都市社会福祉協議会307人、市町村社会福祉協議会1,192人となっている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

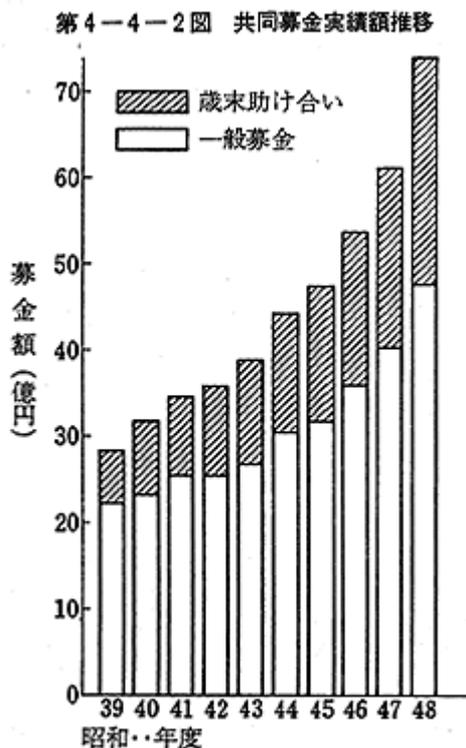
3 共同募金

「赤い羽根」に象徴される共同募金は、国民一人一人の自発的な助け合いの精神を基礎として民間社会福祉事業の財源を得るために行われる国民運動である。

共同募金運動は、各都道府県に組織された共同募金会が、ボランティアの協力を得て実施する。募金活動は、毎年10月から12月末の間行われ、特に12月には歳末助け合いとしての運動が行われている。

募金額の年次推移は第4-4-1図に示すとおりであり、48年度の募金総額は約75億3,433万円、前年度に比べると23%の増であった。このうち一般募金は約49億1,014万円(対前年度21.4%増)、歳末助け合い募金は約26億2,418万円(対前年度比26.9%増)であった。

第4-4-2図 共同募金実績額推移



資料：中央共同募金会調べ

また、一般募金の募金方法の内訳は、戸別募金が62.9%(47年度67.2%)、法人募金が26.8%(同21.4%)、街頭募金が3.3%(同3.7%)、学校職域募金が2.9%(同2.9%)、その他4.1%(同4.8%)であった。

募集された寄附金は、都道府県ごとに社会福祉協議会等の意見を聞いて、その地域で最も必要性の高い

社会福祉施設，団体等に配分される(第4-4-10表参照)。特に，寝たきり老人や在宅障害児・者の援護，子供の遊び場づくり，保育所や養護老人ホーム等の施設に対しては，どの都道府県でも募金の配分を重点的に行っている。

第4-4-10表 一般募金の配分内訳

第4-4-10表 一般募金の配分内訳

(単位：1,000円，%)

| 配分総額 | 施設配分 | 地域配分 | 団体配分 | その他 |
|-----------|-----------|-----------|---------|---------|
| 4,299,109 | 1,911,881 | 1,895,964 | 375,234 | 116,030 |
| 100.0 | 44.6 | 44.2 | 8.7 | 2.5 |

中央共同募金会調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第3節 民間社会福祉活動

4 奉仕銀行

福祉社会を実現していく上で、国や地方公共団体等が大きな役割を果たすべきことは当然であるが、地域住民自身の福祉活動が果たす役割もまた重要である。ところが、福祉活動への参加を希望しながら実際にはできない場合が多い。奉仕銀行は、このような善意を開発育成し、更に奉仕グループへと大きく伸ばし、また、奉仕活動の需給を合理的に調整することを目的として、48年度から厚生省が制度化及び補助を始めた組織体である。

奉仕銀行の設置主体は都道府県及び指定都市である。その運営は、都道府県社会福祉協議会等民間団体に委託しているが、奉仕団体や受け入れ団体の代表者、学識経験者等で構成する「奉仕銀行運営委員会」の意見を聞いて行われる。

その具体的活動としては、まず、既存の奉仕団体や受け入れ側のニード調査等の社会奉仕活動に関する調査研究が挙げられる。また、パンフレットや広報紙等による社会福祉活動に関する広報や、奉仕団体の育成援助を図るため、討論会、リーダーの研修会、ホームヘルパー等の講習会、機材等の貸付等が行われている。

奉仕銀行が行うこのような民間奉仕活動の開発育成、奉仕ニードとの調整等の活動は、現在他の機関では総合的に行われておらず、今後の活躍が期待されている。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

1 緊急生活資金給付金

政府は、石油危機、物価騰貴等の経済情勢にかんがみ、49年2月26日の閣議で緊急生活資金給付金(以下「給付金」という。)の支給を決定した。給付金は弱者対策の一環として行われたものであり、一時特例かつ有時即応的な措置の性格を有するものである。

給付金の支給対象者は、49年2月28日現在において、老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金等の福祉年金、児童扶養手当及び特別児童扶養手当の受給者であり、施設の入所者や生活保護等の扶助を受けている者は、別の措置が同時に取られたので除外された。給付金の額は1人につき2,500円であり、市町村役場から約415万人の人々に支給された。その費用は全額国庫負担であり、所要額は103億6,765万円であった。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

2 世帯更生資金貸付制度

世帯更生資金貸付制度は、低所得世帯等に対して、生業費、住宅改修費、医療費等を低利(年3%)で貸し付けるとともに、必要な援護指導を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的とするものである。

この制度は、必要とする資金を単に貸し付けるだけでなく、貸し付けとあわせて、民生委員が、借り受け世帯に対してその独立自活に必要な生活面での個別的な指導を行うという点が、特色となっている。

貸付業務の実施主体は都道府県社会福祉協議会であり、貸付に要する資金は、全額を都道府県が都道府県社会福祉協議会に補助し、国は都道府県が補助した費用の3分の2を都道府県に対して補助することとなっている。貸付に要する原資は年々累増し、48年度末においては、その累計額(貸付原資枠)は259億1,900万円余となっている。

貸付資金の種類は第4-4-11表のとおりであり、制度の内容についても、社会経済情勢に即して充実を図る趣旨から、毎年度のように貸付条件の改善が行われている。49年度においても、諸物価の急激な上昇にかんがみ、貸付限度額について、更生資金及び身体障害者更生資金の生業費25万円を35万円に、特に必要と認められる場合の50万円を70万円に、技能習得費は月額3,000円を6,000円にしたほか、特に必要と認められる場合には5万円を限度とする貸付けの新設、生活資金月額1万1,000円を1万5,000円に、特に必要と認められる場合月額3万円に、福祉資金は5万円を8万円に、住宅資金30万円を50万円にそれぞれ引き上げ、更に、大学に就学する者に対して修学資金の新設(修学費月額8,000円、特に必要と認められる場合1万1,000円、修学支度費の自宅通学2万円、自宅外通学3万円)等を行った。

第4-4-11表 世帯更生資金貸付条件一覧表(49年度)

第4-4-11表 世帯更生資金貸付条件一覧表

(49年度)

| 資金の種類 | | 貸付限度 | 据置期間 | 償還期限 | 備考 |
|---------------|-------|---|----------|------|---|
| 更生資金 | 生業費 | 円以内 350,000 | 以内 1年 | 以内 | 貸付限度 特に必要と認められる 場合 700,000円以内 |
| | 支度費 | 30,000 | | 6年 | |
| | 技能習得費 | 月 6,000 | 6月 | | 貸付限度 特に必要と認められる 場合 50,000円以内 貸付期間 3年以内 |
| 身体障害者 更生資金 | 生業費 | 350,000 | 1年 | 8年 | 貸付限度 特に必要と認められる 場合 700,000円以内 |
| | 支度費 | 30,000 | 6月 | | |
| | 技能習得費 | 月 6,000 | 1年 | | 貸付限度 特に必要と認められる 場合 50,000円以内 貸付期間 3年以内 |
| 生活資金 | | 月 15,000 | 6月 | 5年 | 貸付期間 技能習得費又は療養資 金借受中、特に必要と認められ る場合 月30,000円以内 |
| 福祉資金 | | 80,000 | 6月 | 3年 | |
| 住宅資金 | | 500,000 | 6月 | 6年 | |
| 修学資金 | 修学費 | 月 高校 3,000 高専 7,000 短大 大学 8,000 | 6月 | 8年 | 貸付限度 特に必要と認められる 場合 高校 月 4,000円以内 高専、短大 月 9,500 " 大学 月 11,000 " |
| | 就学支度費 | 30,000 | | | 自宅通学 {高校 15,000円以内 大学 20,000 " 自宅外通学 {高校 20,000円以内 大学 30,000 " |
| 療養資金 | | 100,000 | 6月 | 5年 | 貸付限度 特に必要と認められる 場合 150,000円以内 |
| 災害援護資金 | | 200,000 | 1年 | 6年 | |

厚生省社会局調べ

(注) 貸付利率は年3%, ただし、据置期間中及び修学資金は無利子。

第4-4-12表 世帯更生資金貸付決定状況

第4-4-12表 世帯更生資金貸付決定状況

(単位: 件, 1,000円)

| | 48年度(見込) | | 果 計 | |
|-----------|----------|-----------|---------|------------|
| | 件 数 | 金 額 | 件 数 | 金 額 |
| 総 数 | 26,828 | 6,809,360 | 539,260 | 57,462,881 |
| 更 生 資 金 | 6,254 | 2,195,012 | 201,184 | 21,502,319 |
| 身体障害者更生資金 | 3,997 | 1,477,783 | 48,788 | 9,018,345 |
| 生活資金 | 152 | 13,626 | 10,358 | 307,756 |
| 福祉資金 | 322 | 13,428 | 549 | 22,760 |
| 住宅資金 | 8,044 | 2,259,248 | 95,727 | 15,277,086 |
| 修学資金 | 4,495 | 340,318 | 46,230 | 2,080,495 |
| 療養資金 | 2,316 | 276,093 | 96,877 | 5,111,333 |
| 災害援護資金 | 1,248 | 233,852 | 39,547 | 4,142,787 |

厚生省社会局調べ

貸付状況は第4-4-10表のとおりであり、48年度までの累計は574億6,326万円、延べ貸付件数は53万9,262件に達している。

また、償還状況は第4-4-11表のとおりであり、償還計画額に対する償還済額の比率は、48年度末においては90.7%となっている。

この制度の今後の問題としては、社会経済情勢及び国民生活の実態の変遷と低所得世帯等の需要に応じた貸付条件の改善を図ることが挙げられる。

第4-4-13表 世帯更生資金年度別償還状況

第4-4-13表 世帯更生資金年度別償還状況

(単位: 1,000円, %)

| | 償 還 計 画 額 | | 償 還 済 額 | | 償 還 率 |
|-------|-----------|------------|-----------|------------|-------|
| | 年 度 別 | 累 計 | 年 度 別 | 累 計 | |
| 43年度末 | 2,743,393 | 14,459,269 | 2,511,264 | 12,418,042 | 84.9 |
| 44 | 3,242,973 | 17,702,242 | 2,986,460 | 15,404,502 | 87.0 |
| 45 | 3,726,347 | 21,428,589 | 3,466,696 | 18,871,198 | 88.1 |
| 46 | 4,214,394 | 25,642,983 | 4,010,887 | 22,882,085 | 89.2 |
| 47 | 4,774,731 | 30,417,714 | 4,494,404 | 27,376,489 | 90.0 |
| 48 | 5,376,370 | 35,794,084 | 5,087,695 | 32,464,184 | 90.7 |

厚生省社会局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

3 授産施設

授産施設は、労働能力の比較的低い者に対し、就労の機会を与え、又は技能を習得させて、その保護と自立更生を図る事業である。

授産事業には、生活保護法による授産施設(保護授産施設)と社会福祉事業法による授産施設(社会事業授産施設)とがあり、また、稼働能力はありながら授産施設に通うことが困難な事情にある人々のために、家庭においても簡単な作業ができる家庭授産を、前述の授産施設に併設できることとなっている。

授産の作業種目は、縫製、印刷製本、クリーニング、電気部品組立等多岐にわたっている。

授産施設の現況は第4-4-14表のとおりで、48年10月1日現在においては、施設授産250か所、うち家庭授産を併設しているもの96か所、利用者数は施設授産8,196人、家庭授産5,687人、合計1万3,883人となっている。

第4-4-14表 授産施設の現状(48年10月1日現在)

| | 施設授産 | | 家庭授産 | |
|----------|------|-------|------|-------|
| | 施設数 | 利用者数 | 施設数 | 利用者数 |
| 総数 | 250 | 8,196 | 96 | 5,687 |
| 保護授産施設 | 87 | 3,308 | 18 | 1,140 |
| 社会事業授産施設 | 163 | 4,888 | 78 | 4,547 |

厚生省社会局調べ

なお、利用者別の状況をみると、施設授産では65歳以上の老人が13.1%、身体障害者8.5%、精神薄弱者11.6%母子世帯の母5.9%及び低所得世帯等の者が60.9%となっている。

また、作業工賃の状況は、1か月平均2万1,237円、うち1か月20日以上稼働した者は、2万4,815円となっている。

授産事業は、近年、施設数、利用者数ともに減少傾向にあるが、主な原因としては、経済の発展に伴う就業機会の増大による利用者の減少及び一部地域の地場産業の不振による下請けの廃止等が考えられる。

授産事業の今後の課題としては、一般労働市場の就業になじみにくい者又は就労する意欲はありながら民間事業所等に通うことのできない者に対して、それぞれの能力に応じた就労の場なり作業内容等を積

極的に取り入れていくことの必要性が考えられる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

4 公益質屋

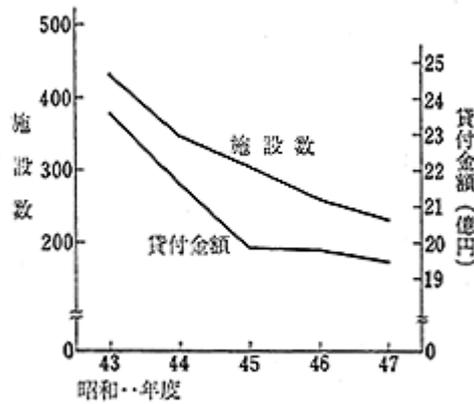
公益質屋は、市町村(特別区を含む。)又は社会福祉法人が設置経営している低所得者に対する簡易にして迅速な庶民金融機関である。

公益質屋は、民営質屋と比較すると、利率(貸付利率の限度は月3%)、流質期限、その他の点で質置主本位の制度となっている。

公益質屋の設置状況及び貸付状況は第4-4-3図のとおりで、利用者の減少等により、年々減少の傾向にある。

第4-4-3図 公益質屋の設置状況及び貸付状況の推移

第4-4-3図 公益質屋の設置状況及び貸付状況の推移



厚生省社会局調べ

その主な原因としては、国民の所得水準の向上、社会保障諸施策の充実、小口資金貸付制度の発達、信用販売制度の普及等が考えられる。しかし、47年度においては26万件(うち給与生活者51.1%、その他の被用者12.7%、商工業者15.9%、農林漁業者1.1%、その他19.3%)、19億円の貸付けが行われ、現在においても相当数の利用者があるということば、なお公益質屋の存在意義があることを示すものであり、住民に対する制度内容の周知徹底を図ること、社会情勢等に応じた制度の運用及び地域の実情に即した利用者のための適切な配慮が必要である。

厚生白書(昭和49年版)

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第4節 低所得者対策

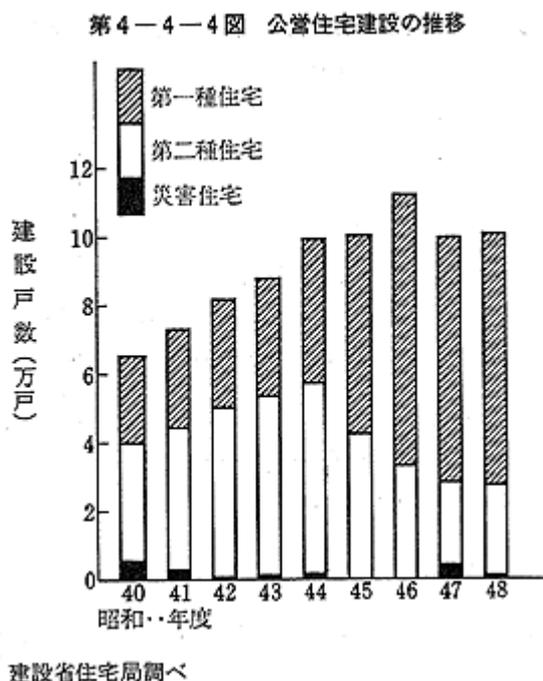
5 低家賃住宅

公営住宅は、現在、収入月額3万円を超え5万8,000円以下の階層を対象とする第一種住宅と、月収3万円以下の階層を対象とする第二種住宅とに分かれている。

このうち、第二種公営住宅については、低所得者の生活に重大な関連を有するところから、厚生大臣は、その建設計画の作成、家賃及び入居条件等の変更その他について、建設大臣から協議を受けている。

公営住宅の建設は、公営住宅法に基づき、年次計画により行われており、48年度においては、第一種住宅7万6,306戸、第二種住宅2万7,188戸がそれぞれ建設され(第4-4-4図参照)、引き続き49年度においては、第一種住宅6万6,430戸、第二種住宅2万8,570戸の建設が予定されている。

第4-4-4図 公営住宅建設の推移



なお、都道府県においては、建設部局及び民生部局の緊密な連絡のもとに、低所得者階層の住宅事情の把握、入居に際し、その家賃、敷金の減免、徴収猶予措置の配慮等法による施策の促進が図られている。また、母子世帯、老人世帯、心身障害者世帯、引揚者世帯等に対しては、公営住宅の枠内で特定目的住宅を設け、48年度においては、母子世帯向住宅1,372戸、老人世帯向住宅1,615戸、心身障害者向住宅1,389戸、引揚者向住宅70戸、特別低家賃住宅2,356戸、その他4,146戸がそれぞれ建設され、入居に際して優先的な取り扱いが行われている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第5節 消費生活協同組合

消費生活協同組合は、一定の地域又は職域において、消費者自らがその文化的経済的生活改善向上を図るため自発的に組織する協同体である。

組合が行う事業には、(1)食料品、衣料品、家具じゅう器等の生活必需品の供給事業、(2)食堂、病院、理・美容等の協同施設の利用事業、(3)火災、生命、交通災害等の事故に対する共済事業、(4)教育・文化事業等がある。

組合数は、連合会を含めて1,249(48年3月31日現在)である(第4-4-15表参照)。組合員数は、1,426万人で前年に比して61万人の増加となっている。

第4-4-15表 消費生活協同組合の事業種類別粗台数

| | | 第4-4-15表 消費生活協同組合の事業種類別粗台数 | | | | | | | |
|------|----|----------------------------|-----|-----|----|------|------|------|--------|
| | | 総数 | 供給 | 利用 | 共済 | 供給利用 | 供給共済 | 利用共済 | 供給利用共済 |
| 46年度 | 総数 | 1,202 | 616 | 131 | 74 | 360 | 3 | 5 | 13 |
| | 地域 | 558 | 259 | 125 | 58 | 106 | 2 | 5 | 3 |
| | 職域 | 644 | 357 | 6 | 16 | 254 | 1 | 0 | 10 |
| 47年度 | 総数 | 1,201 | 616 | 139 | 72 | 352 | 4 | 6 | 12 |
| | 地域 | 569 | 274 | 133 | 57 | 94 | 2 | 5 | 4 |
| | 職域 | 632 | 342 | 6 | 15 | 258 | 2 | 1 | 8 |

資料：厚生省社会局「消費生活協同組合(連合会)実態調査」

(注) このほか、連合会が46年度は47、47年度は48ある。

47年度における事業の状況をみると、供給事業の供給高は、3,070億円で、そのうち食料品がほぼ半数を占めている。

利用事業は、利用高374億円で食堂、病院がその6割を占めている。

共済事業は、共済金額の最高限度額が、火災共済については、700万円、生命共済については、300万円まで実施されている。

また、組合は、年金福祉事業団の融資及び日本勤労者住宅協会の委託による住宅事業を行っており、47年度には、分譲住宅5,755戸、賃貸住宅139戸を建設している。なお、年金福祉事業団の融資は、住宅のほか、療養施設、厚生福祉施設についても行われており、36年度から48年度までの融資総額は、282億円に昇っている。

組合に対する助成策としては、消費生活協同組合資金の貸付に関する法律に基づいて組合の協同施設等の設備資金が貸し付けられており、49年度は、4,500万円(48年度3,500万円)が貸し付けられる。

その外、国民金融公庫、中小企業金融公庫等政府関係機関による融資の活用が図られている。

48年秋以来の国際的エネルギー資源問題を一つの引き金とする国内の生活関連物資の供給及び物価の異常な事態は、国民生活に深刻な影響を与えているが、この間における消費者の自主的な組織としての消費生活協同組合の積極的な活動は、広く国民より高い評価を受けており、今後の健全な発展が期待されている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

1 災害救助

災害救助法は、一定規模以上の災害が発生した場合、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的としており、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力のもとに応急救助を実施するものである。

48年度に発生した災害にかかる災害救助法の適用状況は、第4-4-16表のとおりであり、22年災害救助法施行以来最低の適用数を記録した。しかし、22適用市町村のうち17市町村が福岡県に集中しており、48年度災害は、福岡県1県のみが豪雨による大災害を受けたのが特徴といえる。48年度における被害状況及び救助費用は第4-4-17表のとおりである。

第4-4-16表 災害救助法の適用状況

| | 適用市(区)町村 | | | |
|------|----------|------|----|---|
| | 総数 | 市(区) | 町 | 村 |
| 総数 | 22 | 8 | 13 | 1 |
| 集中豪雨 | 17 | 7 | 10 | |
| 台風 | 3 | | 2 | 1 |
| 火災 | 1 | | 1 | |
| その他 | 1 | 1 | | |

厚生省社会局調べ

第4-4-17表 災害の被害状況及び救助費用(48年度)

第4-4-17表 災害の被害状況及び救助費用
(48年度)

| | 県名 | 人的被害(人) | | | | 住家被害(世帯) | | | | | 救助費用(円) | 国庫補助額(円) |
|----------|-------------|---------|----|------|-----|----------|-----|-----|--------|--------|-------------|------------|
| | | 総数 | 死亡 | 行方不明 | 負傷 | 総数 | 全壊 | 半壊 | 床上浸水 | 床下浸水 | | |
| 5月上旬集中豪雨 | 長崎県 | 12 | 5 | | 7 | 1,474 | 12 | 9 | 499 | 954 | 2,717,134 | 1,358,567 |
| 7月下旬集中豪雨 | 福岡県 | 88 | 23 | 4 | 61 | 32,195 | 106 | 162 | 8,488 | 23,439 | 86,314,106 | 43,157,053 |
| 9月下旬集中豪雨 | 新潟県、青森県、北海道 | 38 | 14 | 5 | 19 | 5,933 | 138 | 50 | 2,960 | 2,785 | 50,536,393 | 25,268,196 |
| 台風3号(7月) | 沖縄県 | 2 | | | 2 | 215 | 88 | 127 | | | 38,045,686 | 19,022,843 |
| 火災 | 鹿児島県 | | | | | 48 | 40 | 8 | | | 12,625,390 | 6,312,695 |
| その他 | 沖縄県 | 36 | 4 | | 32 | 59 | 20 | 39 | | | 9,063,268 | 4,531,634 |
| 計 | | 176 | 46 | 9 | 121 | 39,924 | 404 | 395 | 11,947 | 27,178 | 199,311,977 | 99,650,988 |

厚生省社会局調べ

災害救助法が適用された災害については、都道府県知事は、現に救助を必要とする者に対して、(1)收容施設の供与、(2)たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給(3)被服、寝具その他生活必需品の供給、(4)医療及び助産、(5)災害にかかった者の救出、(6)災害にかかった住宅の応急修理、(7)学用品の給与等の救助を行っている。

国は、都道府県の救助に要した費用の合計額が100万円以上となる場合に、その合計額と当該都道府県のその年度の標準税収入見込額との割合に応じ、100分50のから100分の90までの負担をすることになっている。

48年度においては、都道府県が救助に要した費用の総額は約1億9,931万円、国庫負担所要額は約9,965万円であった。

なお、前述の救助の程度、方法及び救助の期間並びに実費弁償の国の基準は、災害救助の趣旨等からみて、諸物価の動向、その他の

事情を考慮し、実態に即するよう毎年改定されており、48年度においても改善が図られたところである。このうち、救助の程度、方法及び期間について主な改善内容は、(1)応急仮設住宅の一戸当りの設置費用を29万9,000円から37万1,000円に引き上げたこと。(2)たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用を230円から240円に引き上げたこと。(3)住家が全壊した世帯に対し被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用を4人世帯で夏季1万2,500円から1万3,100円、冬期1万9,000円から2万円に引き上げたこと。(4)住宅の応急修理のため支出できる費用を7万6,100円から8万8,900円に引き上げたことなどである。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

2 個人災害救済制度

47年から発生した「市町村災害弔慰金補助制度」を一層発展拡大し、法律として初めて制度化されたのが「災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する法律」(法律第82号)である。48年9月18日に公布され、49年1月1日施行されたが、本法の適用は48年7月16日にそ及して適用となった。

本法は、「災害弔慰金の支給制度」と「災害援護資金の貸付制度」の両制度を骨子として構成されており、その概要は次のとおりである。

災害弔慰金は、自然災害により死亡した者の遺族に対して、市区町村が死亡者1人当たり50万円以内を支給することができ、その費用の負担は、国が2分の1の都道府県及び市区町村が4分の1となっている。

災害援護資金の貸付は、災害弔慰金と同様自然災害により住居又は家財に損害を受けた世帯の世帯主及び1か月以上の負傷を受けた世帯主に対し、50万円を限度として、市区町村が貸付けを行うことができるものである。貸付け期間は10年で据置期間(無利子)3年、貸付利率年3%となっており、この貸付けに必要な財源は、国が3分の2、都道府県、指定都市が3分の1を負担することとなっている。

なお、48年度に発生した災害で本法を適用したのは、災害弔慰金の支給制度であって、52件2,600万円の所要額に対し1,300万円の国庫補助を行った。また、災害援護資金の貸付けについては、制度の運用に必要な諸手続等の整備に相当の日時を要するため、とりあえず、現行の世帯更正資金貸付制度をもって対処したため、国庫貸付金は行わなかった。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

3 婦人保護事業

売春防止法による要保護女子(性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子)の保護更生に関する業務は、婦人相談所、婦人相談員及び婦人保護施設などが中心となって実施している。

婦人相談所は、各都道府県に1か所、計47か所設置されており、相談、調査、判定、指導、一時保護等を業務としている。

婦人相談員は、都道府県及び市に475人設置されており、要保護女子の発見、相談、指導等の業務を行っている。

婦人相談所、婦人相談員が取り扱った対象者は、売春防止法施行当時においては大半が売春経歴のあるものであったが、最近では約7割近くが売春経歴のないものとなっており、これら機関の活動の重点が、転落した女子の更生から、転落の未然防止へと移りつつあることがうかがえる。また、対象者の年齢は、30歳代が最も多いが、最近の特徴として40歳代が増加していることが挙げられる。相談主訴については、経済問題が減少し、これに代って結婚、離婚問題あるいは家族問題が増加している。

一方、相談件数は、第4-4-18表のとおり、47年度に比し若干減少しているが、ここ5年間の傾向としては、微減ないし横ばいの状態である。

第4-4-18表 婦人相談所及び婦人相談員の年度別受付件数

| 第4-4-18表 婦人相談所及び婦人相談員の年度別受付件数 | | | | | |
|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 44年度 | 45 | 46 | 47 | 48 |
| 婦人相談所 | 15,696 | 15,451 | 15,291 | 14,903 | 13,855 |
| 婦人相談員 | 47,434 | 51,825 | 55,455 | 57,105 | 52,936 |

資料：厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

都道府県、市又は社会福祉法人が経営している婦人保護施設は、全国に60か所(定員2,229名)設置されており、要保護女子を収容保護し、社会復帰に必要な生活指導、職業指導を行っている。

これら施設に収容されている要保護女子の最近の特徴は、知能指数75未満のいわゆる精神薄弱者が収容者総数の半数以上を占め、年々増加しつつあることである。そのため収容者の指導のあり方も長期にわたる地道な指導が必要となってきている。

売春防止法が全面施行(33年4月1日)されてから、今年で16年を経過した。法施行当時において全国に約1,900か所あった集しよう(娼)地域、約4万の売春関係業者、約13万の従業婦等は、一応社会の表面から姿を消したが、最近、売春の潜在化、暴力団との結びつきなどが、新しい社会問題となってきている。売春形態の多

様化と手口が巧妙化されているため、要保護女子のは握等に困難をきたしており、このことは前述のように婦人相談所の相談受付状況における売春経歴のある者の減少の傾向にも反映されている。

売春に関する諸問題は、社会、教育、公衆衛生等あらゆる面に結びついており、したがって、これらの問題の処理に当たる婦人相談員、婦人相談所等実施機関の業務は極めて複雑であり、多方面にわたるので、今後の婦人保護事業の運営に当たっては、社会福祉、公衆衛生、法務、警察等関係機関との有機的な連携を保ちつつ、啓もう、調査、指導等の活動の積極的な推進が強く望まれるところである。

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

4 同和対策事業

同和関係地区は、46年総理府を中心とした関係各省による同和地区調査によれば、全国で3,972地区、105万人となっているが、主に近畿、中国地方等の西日本に多いのが特徴である。これらの地区の生活水準は総体的に低く、なかでも、その立地条件、生活環境は劣悪であり、保健衛生上、災害予防上憂慮すべき状態に置かれている。同和問題は、単に厚生省が行う事業のみで解決できるものではなく、広く一般国民の理解と認識に合わせて、関係各省の施策が有機的、総合的に実施されることが必要である。厚生省においては、28年度から、隣保館の設置を始めとしてその対策に着手し、逐年施策の拡充を図っているが、特に40年8月の同和対策審議会の答申及び同和対策事業特別措置法及び同和対策長期計画(44年7月8日閣議了解)の趣旨に基づき、生活環境の改善、隣保事業の充実、社会福祉及び保健衛生の向上を図るための諸施設の整備等の施策の計画的な推進に努めている。

同和対策事業として、28年度以後48年度までに市町村に国庫補助を行った施設整備事業の施設の種類の種類及びその実績は第4-4-20表のとおりであるが、同和地域住民の保健衛生の向上及び社会福祉等の増進を図るため、45年度から巡回保健相談事業、トラホーム予防対策事業を、48年度からは同和対策特別保育事業として同和地区保育所に対する保母の加配を行っており、49年度には同和地区保育所に入所する児童に対し入所支度費が新たな施策として取りあげられ、その外、保育所、児童館、簡易水道等の施設整備に対しても、一般予算の枠内で同和対策としての国庫補助を行っており、総合的な施策の推進に努めている。

第4-4-19表 相談経路別受付状況の構成比

第4-4-19表 相談経路別受付状況の構成比 (単位: %)

| | | 総数 | 本人自身 | 警察関係 | 地方検察庁保護更生相談室 | 福祉事務所 | その他 |
|-------|------|-------------------|------|------|--------------|-------|------|
| 婦人相談所 | 47年度 | (14,762) 100.0 | 46.8 | 6.7 | 9.7 | 7.4 | 29.4 |
| | 48年度 | (13,855) 100.0 | 49.9 | 6.2 | 10.1 | 14.6 | 19.2 |
| 婦人相談員 | 47年度 | (56,963) 100.0 | 60.0 | 2.6 | 2.1 | 8.2 | 27.1 |
| | 48年度 | (52,936) 100.0 | 62.3 | 2.8 | 2.1 | 9.4 | 23.4 |

資料: 厚生省統計情報部「社会福祉行政業務報告」

(注) () 内は受付件数

第4-4-20表 同和対策事業施設設置状況

第4-4-20表 同和对策事業施設設置状況

| | 47年度末現在 | 48年度実施分 |
|---------------|---------|---------|
| 障 保 館 | 483 | 51 |
| 共 同 浴 場 | 205 | 9 |
| 共 同 作 業 場 | 239 | 7 |
| 下 水 排 水 路 | 1,105 | 119 |
| 地 区 道 路 | 3,724 | 731 |
| 共 同 井 戸 そ の 他 | 698 | 79 |
| 計 | 6,454 | 996 |

厚生省社会局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

5 不良環境地区改善事業

同和地区の外にも,都市スラム,北海道におけるウタリ集落,石炭産業の不況の影響を受けた産炭地等においては,積極的な環境改善事業が必要である。

厚生省においては,これらの地域に対して36年度から不良環境地区改善施設の整備を行っているが,施設の種類及びその実績は 第4-4-21表のとおりである。特に北海道におけるウタリ集落の福祉の増進を図るため,48年度から生活館の運営事業に対し国庫補助を行っており,49年度からウタリ対策特別保育事業として保母の加配を新たな施策として取りあげる等ウタリ対策の推進に努めている。

第4-4-21表 不良環境地区改善施設設置状況

第4-4-21表 不良環境地区改善施設設置状況

| | 47年度末現在 | 48年度実施分 |
|---------|---------|---------|
| 生活館 | 262 | 31 |
| 共同浴場 | 14 | — |
| 共同作業場 | 52 | 3 |
| 下水排水路 | 162 | 24 |
| 地区道路 | 13 | 10 |
| 共同井戸その他 | 52 | 5 |
| 計 | 555 | 73 |

厚生省社会局調べ

各論

第4編 社会福祉の増進

第4章 社会福祉施設と社会福祉サービス

第6節 その他の福祉対策

6 へき地対策

へき地対策の一環として、また、過疎対策の面から、40年度よりへき地保健福祉館の設置に対して国庫補助を行っている。へき地保健福祉館は、へき地住民に対し、各種の相談、講習会、集会、保育、授産等を行い、保健福祉の積極的な増進を図ろうとするもので、48年度末までに177か所が設置されている。
